

第四十六回 参議院通信委員会會議録第十五号

(二九八)

昭和三十九年四月二日(木曜日)
午前十一時三十四分開会

委員の異動

三月二十六日

村上 春蔵君 補欠選任
小林 篤一君

三月三十日

白木義一郎君 補欠選任
辻 武寿君

三月三十一日

谷村 貞治君 補欠選任
山下 春江君

四月一日

山下 春江君 補欠選任
谷村 貞治君

出席者は左のとおり。

委員長 光村 基助君

理事 鈴木 恭一君

寺尾 豊君

松平 勇雄君

野上 元君

植竹 春彦君

白井 勇君

最上 英子君

安井 謙君

谷村 貞治君

久保 等君

横川 正市君

須藤 五郎君

郵政大臣 古池 信三君

郵政事務次官 金丸 信君

郵政大臣官房長 武田 功君

電気通信監理官 島山 一郎君

郵政省電波 監理局長 宮川 岸雄君

常任委員 倉沢 岩雄君

日本電信電 話公社総裁 大橋 八郎君

日本電信電 話公社総局長 井田 勝造君

日本放送 協会会長 阿部真之助君

日本放送協 会専務理事 小野 吉郎君

日本放送協 会第一部長 野村 忠夫君

本日、の會議に付した案件

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

(東京オリニピックのテレビ世界中継問題に関する件)

○委員長(光村基助君) たいだいまから通信委員会を開会いたします。

電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府より提案理由の説明を願います。古池郵政大臣。

○國務大臣(古池信三君) たいだいま議題となりまして電波法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

第一点といたしましては、昨年四月に批准されました千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約の発効に備えまして、電波法中の船舶の無線設備、運用等に関する条件を新しい条約の規定に適合させるために必要な改正をしようとするものであります。

第二点といたしましては、昨年の建築基準法の一部改正によりまして、新たに容積地区の制度が設けられ、この地区内では、三十一メートルという従来の高さの制限を受けない高層建築物の建築が予想されますので、この機会に、高層建築物その他の工作物によるマイクログ波重要無線通信路の障害を防止するための措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、安全条約関係につきましては、義務船舶局の無線設備を設ける場所の要件を若干強化し、第三種局乙の船舶の範囲の下限を三百トンとし、並びに国際航海に従事する三百トン以上千六百トン未満の貨物船の船舶局の遵守義務時間を一日二十四時間としようとするものであります。

次に、高層建築物等によるマイクログ波重要無線通信路の障害防止の関係につきましては、高層建築物等による障害から保護すべき無線通信を八百九十メガサイクル以上の周波数を使用する固定地点間の重要無線通信に限ることとし、その電波伝搬路の直下で郵政大臣が指定する区域内において高さ三十一メートルをこえる高層建築物等を建築しようとする者は、事前に郵政大臣に届け出なければならぬこととし、電波伝搬上の障害となる旨の通知を受けた場合には、まず、建築主と関係無線局の免許人との間の協議によって障害防止措置を講じるものとし、もし、協議がととのわない場合には、建築主は、通知を受けた日から、公衆通信に対する障害の場合には三年間、その他の重要無線通信に対する障害の場合には二年間、当該建築物の障害原因となる部分の工事をしてはならないこととしようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○委員長(光村基助君) 本案に対する提案理由の説明は終わりました。質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(光村基助君) 次に、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

まず、東京オリニピックのテレビ世界中継問題に関する件について質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言願います。

○横川正市君 最初に郵政大臣に、三月の三十一日に記者会見で、通信衛星の、現有通信衛星ではオリニピックの中継が非常にむずかしいという、そういう状況判断のもとに、新しい衛星の打ち上げをアメリカに向かって要請をする、そのための二つの条件として、一つは資金の問題、一つは係官の派遣等について記者会見が行なわれておりますけれども、その真相について説明をしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(古池信三君) 宇宙通信衛星を利用いたしまして、今秋行なわれますオリニピック東京大会の実況を、アメリカ、さらには世界各国に放送いたしまして、各国の人々に見ていただくという希望をもちまして従来努力を続けてまいっておりますことは、いろいろの機会に申し上げておるところでございます。もちろん、これにつきましては、すべてアメリカの協力を絶対的に必要とするわけでございますので、今日までも、あるいは國務省、あるいはNASAなどに対しまして協力の要請をいたしております。そこで、たいだいま打ち上げられておりますリレー衛星二号あるいはテルスター衛星二号について考えてみます。すると、十月ごろには、軌道の関係から日本から送信するということが非常に困難な状態にあるものと認められるのでございます。したがって、オリニピックの実況を海外に中継放送いたしますためには、やはりその時期におい

て最も適当とする衛星を新しく打ち上げてもらうとか、あるいは近くアメリカ力が打ち上げるといふことの予定を承知しておられるが、シンコム三号を打ち上げられた場合に、これをオリソピックの際に利用することができるとか、かような問題がいま眼前に横たわっている次第でございます。いずれの方法をとるかという点について、さらに技術的な検討も必要かと思ひますが、ともかく、いずれにいたしましても、アメリカが積極的に協力をしてくれることが絶対に必要なことは申し上げるまでもございません。そのために、今日まで、あるいは電報、あるいは手紙等によって要請をしておるのではありませんが、今日までアメリカ政府側からは若干の回答は来ておりますが、まだ具体的にはつきりした回答はもらつておらぬのであります。したがひまして、私の考えをいたしましては、近く適当な機会を選んで部内者をアメリカに派遣して、直接アメリカ当局に当たつて折衝をしてみたいと考えております。

さらに、これに要する資金云々の問題であります。その問題につきましても、正式にアメリカから今日まで、日本においてその全部または一部を負担してほしいという意図は漏らされておられません。ただ、情報によつてわれわれもいろいろ耳にはしてありますけれども、それも、はなはだ不確実なものでありまして、はっきりした内容について把握することができておらぬのでございます。したがひまして、その資金を具体的に今日日本がどのようにして負担するかとか、あるいは負担しないかという点を、ここで

申し上げるといふ段階にはいまだ達していないといふことを御報告申し上げまして御了承いただきたいと存じております。

○横川正市君 この係官の派遣の問題ですが、現在、先般の実用通信等に利用いたしましたものを含めて幾つかの通信衛星が上がつてゐるわけですが、これらは独自の、相手側、アメリカの考え方で打ち上げられたもので、まあ、日本を含めて第三国がこれに對して要請したものでなければ、また特別な用途に供するといふ意味でのものではなくて、明らかにこれはアメリカの実験の意味で上げられたものだとも承知をいたしておるわけでありまして、そこで、もちろんそういうものから、日米間に、オリソピックという特殊な行事があるといふことで、向こうから相談を持ちかけたり、あるいは用に供するためといふ便宜の供与という、そういう意味のものも、おそらく現在まではなかったのじゃないか。ただ、たまたま両国間に相当技術的にも可能な分野が出てきたので、そういうことで、両者の話し合ひで、一、二度こういうふうな試験通信をやつたのだと、こう思ふのです。

そこで私は、大臣の談話の中にある係官の派遣といふことは、これはどういう意味を持つておられるのか、単にこれは商業上のパテントを買いにいくようなものでもないように思ひますし、相当困難な問題があるように承知をいたすわけでありまして、係官の派遣といふのは、これはどういう任務を持たせて出されるのか、また、どういふ人選をされるのか、そして向こうに行つては何と何を解決しようとするのか、その任務についてお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(古池信三君) 確かに、お話のとおり、今日まで打ち上げられたアメリカの通信衛星につきましては、わがほうから要請をして打ち上げられたものではございません。アメリカが高度の技術の進歩のためにこれが実験をしたといふ話がありまして、私もこれに協力いたして、昨年の十一月と本年の三月二十五日、二十七日の二日にわたりまして送受信を実験いたしましたのでありますが、その結果はきわめて良好でありまして、まず、成功をおさめたものと考へてよろしいかと存じます。将来、通信衛星が一般の公衆通信に利用され、これがひいては人類のしあわせ、また相互理解を深めることによつて、世界平和の確保増進のために役立つであろうといふことは、われわれも考へられる点でございます。

そこで、本年のオリソピック大会は、アジアにおける最初の大会でもあり、また、たまたま通信衛星による世界通信の技術がこのような段階にまで発展してまいりましたので、この機会に、オリソピックの実況を、アメリカをはじめ、各国に送りたいといふ念願を持つておりますので、その実現のために努力を今日までやつてきておるわけでございますが、ただ、これを實現するためにアメリカの協力を要請しておると申しまして、電波あるいは文書によつては、なかなか意を尽くさぬことが多いのでございます。また、先方の意図も、これを完全にまた十分に把握するといふことが容易でないといふ点もございまして、私の希望としては、適当な機会に係官を派遣

して、アメリカの真意も直接会談によつてこれを知ることができ、また、こちらの希望も率直に向こうに申し述べて、この實現のためにさらに一歩を進めよう、こういう意味合ひで考へたことでございます。しかば、どういふ人を送るかといふような問題については全く白紙でございまして、今後十分に検討をした上で實現をさせたいと考へております。したがつて、その目的は、アメリカ側の協力を一そう得るために努力を重ねる、こういう意味合ひでございまして、ただいまちょっと御発言になりましたような特許権云々といふような問題は、もちろんその中に含んでおらぬ次第でございます。

○横川正市君 率直に言つて、実は私も、先般三月の二十七日の本会議でNHKの三十九年度予算を議決した直後です。その直後に、三十日と三十一日、前後して郵政大臣の談話が新聞に出たので、いささか私も驚いたわけですが、その驚きの第一は、資金の問題とか派遣の問題とかいふのは相當齟齬まつたものではないか、そうすれば、これは相當問題があるんじゃないかといふので、きょう委員会でも事を明確にしたいといふ意思を表示いたしましたわけなんです。いまの大臣の答弁によりまして、資金の問題も、それから派遣の問題についても、まだ具体的に結論を得るまでに至つておらないといふような中途の答弁なんです。本心としてはどう考へるんでしょうか。

たとえば、アメリカの航空宇宙局あたりの考へ方といふのを新聞記事等で仄聞をいたしますと、前回アメリカが必要に迫られて試験的に打ち上げたりしたとかシンコムとかテルスターと

か、そういうような衛星に続いて通信衛星を上げるということについては、それほど熱意を示しておられない。その原因とするところは、いろいろあるんじゃないかと思ふのでありますが、そのうち、資金の問題が大きなウエートを占めてゐる。そうすると、これらの問題と關係して、オリソピック担当大臣に実はきょうは来ていただくようにお願いをしたわけなんです。衆議院の會議で出られないというから、真意をただすわけにはまいりませんが、郵政大臣が代理で答えられるなら答えていただきたいと思ふのですが、それは、オリソピックのアジアの大会といふ、このかつてない行事を、世界の愛像国に電波として送つてやりたいという熱意は一体どの程度のものであるのか、技術が許し、それから衛星が上げればやつてみたいといふ程度のものであるのか、そうではないに、ぜひやりたいといふことで計画をされてゐることなのか、その点はどちらなんだろうかと、私も、新聞の記事によれば、佐藤オリソピック担当相は相當強い熱意を示されて、あなたが動いて、そして同調されたといふふうにとれるわけですが、それが一体どの程度の熱意なのか、その辺はちょっと記事ではわかりませんので、明確にしたいでございます。

○國務大臣(古池信三君) 私は、新聞紙上において、近く郵政省からだれかを派遣したいといふことはお話ししたのでございますが、これに要する資金の問題につきましては、今日まで私は話したことはございません。と申しましたことは、先ほどもちょっとお答えいたしましたように、アメリカ側から資

金の問題について何ら日本側に要請が今日までないでございます。したがって、さような段階において、私としてはこの問題を申し上げる段階ではない、こう考えて、新聞記者諸君にも資金の問題についてはお話をしておきません。

それから熱意はどの程度かというお話であります。これはちよつと、どの程度かという事はなかなか表現がむずかしいと思ひますけれども、ともかく、アジアにおける最初のオリンピック大会であり、また今後いつ回ってくるかわからないという非常に世紀の大事業であると思ひます。新聞の伝うるところによれば、百数十カ国が今回のオリンピック大会には選手を派遣するといふことでありまして、オリンピック史上における最大の大会にならうといふことが報ぜられております。しかば、日本としては、この状況を何とか最新の技術を利用して世界各国の国民の方々に見てもらいたい、こういう希望が出てくることは、これ自然のあらわれであると思ひます。私も通信をおさずかりしております。政府の一員として、ぜひこれは成功をさせたい、こういう熱意を持っております。次第でございます。ただ、残念なことには、今日の日本の力から申し上げますと、技術の面はよく私も存じませんが、少くとも多額の経費を要する衛星の打ち上げといふことについて、この衛星の製作、あるいは日本が独自の力によって打ち上げるといふことは、まず本年の段階においては至難であらうと考へます。したがって、ただいまの希望を実現するには、どうしてもアメリカが全面的に協力をしてく

れるといふことでなければ不可能であらうと考へて、すでに今日までもたびたび申し上げておりますように、いろいろな方法をもつて要請を続けておるような次第でございます。

たとえば、一月に日米貿易経済合同委員会が東京に開かれました際にも、私はそのメンバーでございまして、したがって、特に大平外務大臣にお話をし、外交ルートによつて外務大臣からアメリカのラスク國務長官に協力を要請してもらつたような事実もござい

ます。さらに、NASAのウェッブ長官に対しましては、私から電報または書面をもつて協力を要請し、これに對してウェッブ長官から御返事もいただいております。その回答の要旨は、すでに当委員会でお話ししたかとも存じておりますが、なおこの際重ねて申し上げますならば、重要な点が三つございまして、その第一は、NASAとしてはオリンピックのために衛星を打ち上げるといふ予算はないので、NASAの予算の範囲内では非常に困難である、第二には、その資金の調達といふことについては、現にアメリカにおける関係機関の間で積極的な協議を進めてゐる、第三には、NASAとしてはあくまで協力をしたいと考へてゐる、大要こういうふうな意味の回答をもらつておるわけでございまして、しかし、お聞きのように、はなはだ簡単な回答でありますので、さらにその後の進捗模様等も確かめたり、また、当方の希望を一そう向こうに通じるために、だれか人を派遣したほうがよいのではないか、かように考へて、この間お話をした、こういうような次第でござ

います。佐藤國務大臣も、先般国会の委員会において、さような熱意のあるところをお示しになつてゐるようございまして、その点においては、全く私と考へは同様であらうと存じております。

○横川正市君 これは、新聞記事で真意をただすのはおかしいわけですが、放送協会の阿部会長は、もし、アメリカが衛星打ち上げの費用を日本で分担してくれといふことで、日本がそれを承知するならば、衛星を上げるといふことならば、資金の分担については協会で持つてもよい——それからあなたとの談話を聞きますと、衛星打ち上げ費用分担といふ点で、阿部会長の意見も十分くみ入れて今後十分善処したい、こういうふうな言われているわけなんです、これは、資金の問題では何も言つたことがないのに記事になるわけがないわけですね。ひつきよう、いまのアメリカの宇宙局の現状から、通信衛星をオリンピックに間に合うように上げるといふことの困難さ等の中に、明確に予算の問題があり、その予算の問題を受けて日本の国内で、オリンピックの世界中継をしたい、それには打ち上げのための予算が必要であらう、こういうふうな関連性をもつて私どもはあなとの談話といふものを見てゐるわけなんです、これはどこかで狂つてゐるわけですか。それとも、まだ話は表面に立たないが、そういうこともあらうといふことで、内々話されたことが表面に出たといふことなのですか。先ほどは、資金の問題については全然話されておらぬように承るわけですが、私どもの知る範囲内では、そうではない。一連の関連性がずっと出てきてゐるよ

うに思ふわけですが、その点はどうでしょう。

○國務大臣(古池信三君) この費用の問題につきましては、先ほども申し上げましたように、情報としてはいろいろのことを耳にしておりますけれども、アメリカ政府側から私のところに対して、これだけの費用を負担できるかどうかとか、あるいは負担すればこの事業に協力するとか、そういうふうな話は、何ら今日まで聞いておりません。したがって、私としては、この費用の問題には極力触れることを今日避けております。新聞記事がどういふことであるか存じませんが、新聞記者諸君の前で、この費用の問題について私はお話をしたことはございませ

ん。先般NHKの阿部会長のお話が新聞に出ておつたようでございますが、私は、阿部会長がこの宇宙通信衛星を利用してオリンピックの実況をアメリカに送らうといふことに對して非常な熱意を持つておいでになるということを知りましたので、その熱意は非常に私もありたいことであつて、そういう熱意があれば、なおさらわれわれも心強いので、大いにそういう点もくみ入れて今後努力をさらにやりたいと思ふ、こういう意味のことをお話ししたことはございまして。しかしながら、費用云々といふことについては、私は慎重に扱つておりますので、何らお話はしておりません。

○横川正市君 郵政大臣、もう少し率直に言つてもらいたい。私の聞いているのは、何もやつたことを非難がましいく言うわけではないので、熱意があつてやるなら、率直に言うなら、いまの大臣の答弁で感じることとは、たとえば国際放送等の政府資金のNHKに対する繰り入れ等を見ますと、全体の二割五分が三割しか出しておらないが、放送時間は、相当長時間にわたつて波を出しているわけですね。今度の通信衛星の打ち上げに對する要請の陰には、やはり何か、政府では金は出さないが、しかし熱意はきわめて熾烈だ、だからといって、かぶつていくのはNHKではないかといふふうに、私どもとしては、資金の出し方について、少し、この委員会が論議をした政府のやり方としては歓迎すべき結果にならないのじゃないかといふことが一つあるわけですね。

それからもう一つは、これはあとで協会側にもぜひ聞きたいと思ふのでありますけれども、一部には、とてもオリンピックといふのは史上まれのできごとですから、これを何とかやりたいという気持ちは、私どももわかるわけですね。しかし、将来衛星通信が中心になつて世界の通信網といふものが、ケーブルによらず、相当高度の開発がされるだらうという期待をもつて、いま技術陣は動いてゐるわけですね。そういう期待で動いてゐるわけですね。最もいいチャンスであるオリンピックといふ場所を求めて、そこでできるだけの経験と実験を踏んでおこう、こういう意味も私はこれは隠されたものだといふふうに考へてゐるわけですね。しかし、実際にそれでは協会側の財政その他といふものを見ますと一体どうか。私が協会に、先般の予算委員会のときにも質問いたしましたように、協会としては一体これで十分なのかと聞いた、前田副会長は、十分ではないと言つてゐるわけですね。その十分でない

い裏づけとして、私どもは、やはり国内におけるところのNHKの負うべき多くの問題というものがあって、それをやらなければならぬ注文をたくさん委員会としてつけているわけです。その反面、おそらくフィルムに実写をとって、日本で競技をやっている時間は日の高いうちですから、そのころの西半球というものは、時差の関係で夜ですね。電波ですから、すぐ行きますというところは、なるほどこれは歓迎するわけですが、実際に夜中に放送されて、それを受信する人は一体どのくらいいるのだろう、そういう状況を判断すると、これを現地に、フィルムにとったやつをジェット機に乗せていけば、一番向こう側まで行つたて十時間か十一時間で行つて、実際の問題は、ほとんど半日もおくれないうちに現地に東京オリピックの実施されている実況が放送されるわけです。そういう面から考えてみても、私は、ただでできるなら、どんなやればいいですけれども、相当の金を注ぎ込んで、この際といつて便乗するほうが主になつて、主がどうも実情に合わないというふうなことは、これはどうも私どもとしては黙って見過ごすわけにいかぬじゃないかという気持ちを持つてゐるわけです。そういう私どもの気持ちも十分くみとつてもらつて、郵政大臣のやつてゐることは何でもかんでも私ども反対するわけではないのです。が、どうしても問題の進め方に対して、あからさまに委員会が表明されてくれるほうがいいのじゃないかと、こゝろ私は思うので、そういう点から、先ほども大臣ちよつと答弁されておりますが、アメリカの宇宙局の意見という

ことでは技術的には協力しましょう、それから資金の問題では、これはアメリカの海外情報局あたりが相談を受けているということを経済協力会議の要請をあたがが経済協力会議のときに要請をされたとか、その他いろいろな時期を得て相手側も真剣に論議をしているんじゃないか、それは一体どういふことなんだろうかと、私どもは知りたいていふことで質問をしているわけですが、してないとか何とかいふことは、正式に発表する段階でないというならば、正式に発表を待てばいいかわかりませんけれども、それでは、実は、私はこのあとで協働側に質問いたしますけれども、実情としては、私はそれほど熱意を持って、ぜがひでもというふうな気持ちになれないものですから、あわせて、その情勢というものを聞かせてもらいたい、こう思つてゐるわけです。

○国務大臣(古池信三君) ただいまのお尋ねによりますと、何か私がかつかりしたものをつかんでおるにかかわらず、それをこの席で隠しておつて、皆さまに申し上げないかのような印象を受けたのであります。さういふことはないのでございまして、私は、この席で率直に御報告あるいは御説明を申し上げておるわけにございまして、現在の段階においては、アメリカ政府の回答としては、先ほど申し上げました程度に回答しか受けておりません。したがつて資金の問題については、アメリカの關係諸機関の間で積極的に協議を進めておる、こういうふうな回答でありますから、その後の協議の模様はどういうふうになつておるのか、これをわれわれとしては知りたいわけにございまして。それについては、新聞特派員の情報等によつては、いろいろな報道が流されておるけれども、しかし、これを直ちにそのとおり確実なる資料として取り上げることにについては、私どもも少し考えていかなければ、いかぬじゃないか、こう思つております。で、それには、やはりだれかこつちから派遣したほうが、はつきりそういう情勢がつかめるのではなからうか、こういうふうな考えを持って交渉した人が出そうかという考えになつたわけにございまして、私がこゝで何かこう、含みがあつて隠しておるやうなふうにおとりくだされば、それは全く事実と相違するわけで、私はいまもう知つてゐることを、また事実を、ありのままに御説明申し上げていふやうな次第でございまして、まあ、何とかこの仕事は成功したい、こう考へていろいろ努力をいたしておりますから、どうか委員会の皆さんにおかれまして、ぜひ御支援をお願いしたいといふことを私は切に申し上げておるのであります。

○横川正市君 いまの点で私はちよつとふに落ちないのは、この委員会では何かの問題が提起をされて質問をいたしますと、それはある程度正確に伝わつてゐるんではないかと思はれる情報までも否定をされて大臣が答弁をされる。現実的には新聞とかその他というものが先行して、委員会はそのあとで開かれておつても、先行したものの裏づけになるやうな質疑応答というものがされておらない、こういう点は、私は非常に委員会の構成メンバーとしては解せかねるわけです。だから、その解しかねる点を、実は私どものほうから、手を変え品を変えといふやうなことではないので、もう明確に——たとえば日本の三大新聞の紙面で、国民のすべての人は承知をしておるわけですね。あなたがたたとえば派遣について、三十一日記者会見をやつたという実情も、それから三十日の協会の会長の談話ですか、これをめぐつてあなたの意思表示も、これもおそらく新聞の出先の人があなたと会つて話をしたときに、あなたは、それは正式、非公式は別として、話された内容が非常に簡単な要約として出たわけですから、実は私どもが知る前に国民は全部知つてゐるんですよ。だから、いまおそれる国民に聞いたら、通信衛星のことをどういふふうな理解しますかといつて聞けば、おそらくオリピック放送をやるでしよう、しかも、それは協会その他が資金の一部を分担して打ち上げられるといふことになるでしよう——こういう常識を私はおそらく吐露するだらうと思つてゐます。そういう一般に伝わつておる状態というものと、この委員会が明らかに速記録に残つていくものは、ずっと後退するわけですね。その点が私どものほうとしては解しかねるといふことなんです。本来、この委員会が明らかに知つてゐるものが記事になつて国民が知るといふのが順当じゃないかと私は思ふんです。そういうことになつて、記事になつたものを質問すると、数歩後退して質疑が行なわれるという点に、実は私は解しかねるものがあるわけです。そこで、あなたがたたとえば三十日に、NHKの会長の意向を十分にくみ入れて今後折衝したい、というNHKの会長の意向を

というのは、どういふふうにとられてゐるんですか。

○国務大臣(古池信三君) 何か、新聞の報道のほうで、委員会が私が御報告申し上げるよりも早く伝わるから、国民のほうで早く知つてしまふじゃないか、こういう御意見のようであります。が、私も幾つかの新聞を読んでおりますけれども、なるほどワシントン発といふやうな注がついて、アメリカに派遣されておる新聞社の派遣員の方の報告がいろいろ来ておることは私も新聞で承知しております。しかし、その新聞で承知してゐるやうな事実が、私のほうには必ずしも入つておらないわけにございまして。したがつて、新聞にこういうことが載つたから、それでは郵政省としてこれを確認するかとおつしやいまして、それはどうも新聞記事そのものを確認するといふことはやはり私としてはできません。自分のほうに、外務省なりその他を通じて、公式の通知なり回答があれば、これははつきりこの席で責任を持つてお答えすることができまふけれども、新聞に載つた記事そのものが、はたして事実であるかどうかといふことは、一応われわれのほうとしては確かめた上でなければ申し上げられない、こう考へております。その辺のところは御了承をいただけるんではなからうかと思つております。

それから、これもまた新聞の記事になつてまいりますが、阿部会長が新聞記者諸君にお話しになつたさうでございまして。その際に、その情報を私も耳にいたしまして、これについて郵政大臣はどう思ふかという質問でありますから、資金の問題は、これはさう簡

単には言明できない。第一、アメリカが協力を上げてくれるか、それだけではない。また、協力をしてくれるに、リレー衛星を上げてくれるのか、テルスター衛星を上げてくれるのか、シンコム衛星を利用してくれるのか。そういう点すら、まだはっきりしていない。その衛星の種類によって、打ち上げる費用なり、あるいは送受信の費用というものも、おのずから変わってくるであろう。また、そういう不確定な資金にしても、どこがこれを負担するかという問題は、目下アメリカの関係機関の中で協議中であって、その結果がどうなったかということも聞いていない。いんや、日本に対してだけ費用を負担してほしいというような希望も今日まだ私は受けていない。そういうふうに、非常に先の問題であるのみならず、一体かような費用をもしかりに日本側が負担するとしても、どこからどういう方法でどのくらい出すかという具体的な問題になれば、これは慎重に検討してみなければならない問題であるから、そういうことについては私は言明の限りでないが、しかし、ともかくぜひこれを成功させたいというNHK側の熱意というものは、それは非常にけっこうだから、そういう熱意にこたえるようにわれわれも努力をしたいと思う。こういうふうなことをお答えした覚えはございます。

○横川正市君 阿部会長に、この新聞の記事が正しいか正しくないかということよりも、もっと本質問題として、東京オリンピックの世界中継が千載一遇の好機として十月にできることにな

るわけなんです、協会としては、この中継に対して、いまの衛星の打ち上げの問題等を含めて、どういう処置をとろうとされておられるのか。その点をお聞きしたいと思ひます。

○参考人(阿部真之助君) 協会といったしましては、もしも衛星が利用されて、これによって世界の各地に実況放送ができるならば、もうぜひこれはやりたい、こういう熱意に燃えております。——この程度でよろしゅうございましょうか。

○横川正市君 技術的な面ですから、出席のお方でいいんですが、いまの宇宙局あたりでは、現在上がっているシンコム二号を、これをできるだけ十月に使用しないかどうかを、もう少し検討してみたいというところで、かりにこれが使えるとする場合、それから、これが使えないというところで、いずれかの通信衛星が打ち上げられるということ、新しいいわゆる衛星で一体どの程度の波を世界の各国に、時間帯にしてどの程度送ることができるのでしょうか。百幾つかの国が出るわけですが、これはNHKか、あるいは電波局の方、どちらか、わかつている方でお答えいただきたいと思います。

○政府委員(宮川岸雄君) 現在上がっておりますシンコム二号というものを、使うということは、これを太平洋上に持つてこなければ使えないわけではございまして、かりに太平洋上に持つてまいりまして、この特性がよろしくございませんで、テレビの中継といったしましては、まず落第だろうというふうに考えております。上げるとすれば、やはり現在四月から六月に予定されておりますシンコム三号という、こ

れがもし太平洋上のいいところに上れば、特性も改善されているところでございまして、これでございまして、二十四時間使用することになるわけではございます。それから、現在リレーとかテルスターというものが全部軌道を描いている星でございまして、最延長の距離が非常に遠いところに——いま七千キロとか八千キロとかという程度でございまして、そういうような非常に長くなれば、それだけ両方からの見通しの時間が長くなりますので、一回に放送する時間は長くなるわけではございます。それも、二十分ないし三十分というところが一番確実に送れる時間であらうというふうに考えております。

それで、世界各國にというお話でございまして、これはやはり一番確実な地上局へ送りまして、そこから別にマイクロ・ウェーブあるいはまた、そこから別の衛星を使うというように形で送るということではございまして、日本から直接に世界各國に送るといふことは、技術的に検討いたしますと必ずしも不可能な方法ではなく、そういうようなことで送れるというふうなことは、ないことはございませぬけれども、当然、まず一番安定した星を使いまして、どこか——まず日本とすれば、アメリカの太平洋岸に送るといふことが一番いい方法であらう、そういうふうなことを考えている次第でございまして、ただ、何度も申し上げますように、ございまして、現在上がっておりますリレー一号、二号もしくはテルスターというものは、オリンピックのときにその軌道の位置が悪くて、これは不可能でございまして。

○横川正市君 これは、受信をするあ

れは、新しくシンコム三号が上げられても、そういう設備のあるところだけにどまると、他の国については、これは利用することはできないという、そういう事実に基づいてNHKのほうでは計画を進めておられるわけですか、それとも、どうなんですか。私どもしろとでは、世界へ送ってくれるだろう、百何十カ国へ送ってくれるだろう、こう思っておられるわけですが、どうでしょう。

○政府委員(宮川岸雄君) ただいまの御質問の前のことをちよと。先ほどお答えいたしましたように、世界各國に送りますというものは、その地上局で受けましてから、マイクロ・ウェーブその他の方法によって送るということ、こういうことを私は申し上げました。

○参考人(阿部真之助君) ただいま宮川さんから御答弁になったように、NHKとしますれば、あらゆる技術的な方法と手段を通して、できるだけ早く世界じゅうに伝えるということなんです。あります。むろん、それは、そういう設備がないところへは伝わらぬことは当然でございまして。

○横川正市君 もう実は私は、あなたのほうの予算書を全部持つてきておるから、予算書で論議しようと思つたけれども、そういうことは、少し手回しがよ過ぎて実用にならないように思うのです。端的に言つて、協会側が、この五輪世界中継するということは、したいという気持ちは、先ほど会長の言われたような気持ちは、実は、これはしろとである私がキャッチしたときには、一つの国に最小限十五分や二十分は、たとえばイギリスならイギリス

の国民が最もよく、その国技が舞台上に上がった、あるいはインドならインドで、インドの最も得意な競技が舞台に上がったというようなときには、それだけでもその国に送ってやれるという、そういう熱意の結果というものを、私は国民も期待していたんじゃないかと思ふのです。ところが、私は先ほど郵政大臣に聞きましたときに、私の意見として申し上げましたが、やがて通信衛星がケーブルにかわつて世界の通信をになうことになるだろう、オリンピックは、きわめていい機会だから、この機会にできるだけの実験と経験だけは、ひとつ踏んでおいてやろうということ以外に私は出ないのじゃないかと思ふ。これと、NHKの放送というものの持つておる任務とは、いささか——全然やらなくていいとは思ひ思わないのですけれども、少しはみ出して、いるように思ふのですが、どうでしょう。

○参考人(阿部真之助君) ただいま、予算の御質問ですが、実は、せんだって郵政関係の記者団が来られて、この衛星についての雑談なんです、お話をあつたわけで、そのときも私がお答えしたことなんです、よしんば、この資金の問題やなにかについても、いまの予算では、通つたばかりなんです、おそらくは一文も衛星ということについて予想してなかったときに組んだ予算案だからして、この予算案に関する限りでは、なかなかそういう費用は出ないだろう、しかし、もしも可能性のある事態が起こった場合には、何とかしてやってみようという私の希望を述べたのであります。現在国会で承認された予算においては、そういうふうなもの

は私も予想していなかったことな
んであります。

○横川正市君 尋ねていつてみたら、

私どもがこうではないかというふう
に思つておつたことは、およそ違つ
て、だいたい内容というのが具体化
されておらなかつた問題で、これは非
常に幸いだと思つたのですが、そこ
で郵政大臣に、一体アメリカの海外情
報局あたりで、三月三十日の通信を見
ますと、シンコム三号は、もうすでに
上げるような準備をされておるよう
でありますけれども、こういうふうな
向うの準備に即応して、こちらで中
継放送するような、そういう意欲を
燃やされることについては、これは私
どもも別段異議を唱えませんが、相
当の予算上の処置が必要であるとい
うふうなところが、相手側との折衝
の結果として出された場合に、資金
については出す考へ方ですか。それ
とも、その点については、まだ結論
は出ておらないのか、いわゆる一歩
手前の状況なのか、どちらでしょう
か。

○国務大臣(古池信三君) はつきり
申しますと、アメリカ側から、まだ、
この費用を分担してほしいとかなん
とかいう問題は言つておらぬのであ
ります。したがつて、向こうから費
用の分担についての希望が申し出
られておらないのに、こちらばかり
先走つて、費用を分担しますといふ
ことを言うのもいかにと思ひますし、
万一アメリカが、自分のほうの費用
の負担だけでやろうという話になれ
ば、これまた、まことにけつこうな
ことであります。そういうふうな、は
なはだ不確定な段階に今日あるわけ
でありますから、具体的に、そういう
問題について、ま

だ、検討したり、あるいは協議した
ことはないであります。で、もしそれ
では将来そういうふうな話が起こつ
たらどうするかということになれば、
それは、その金額にもよりますが、
また、関係各省との間でも協議を
進めて、これに対する意見というも
のも立てなければならぬと、こう思
つておられますけれども、今日の段
階では、まだそこまで進めておらぬ
というのが実際の事情でございます。

○久保等君 大臣にお尋ねしますが、

係官を派遣して、アメリカで、現地
で折衝をやつてみたいという構想を
お持ちになつておられるようですが、
派遣されるとすれば、時期的にはい
つごろをお考えになっておられる
のですか。

○国務大臣(古池信三君) その時期
についても、やはり最もよいタイミ
ングのときに派遣することが必要で
はないかと思つております。と申し
ますのは、向こうがまだ協議が熟し
ていない、せつかくこちらから人
が行つても、具体的なものが何にも
まだつかぬ、少くも早過ぎますし、
向こうがすでに資金の調達について
の見込みを立てて、もう方針がきま
つてしまつたといふことになれば、
いまだこちらから人を派遣する必要
もなくなるものと思つております。
その辺のタイミングをい

ま考へて情勢を見ておられるわけ
でありますから、いつごろそれでは
出すかといふようなことについては、
まだ決定しておりません。

○久保等君 なかなかのんびりした
やうな話でもあるし、新聞報道を通
じてお聞きすれば、NHKの熱望を
ぜひかなえたいのだといふやうな
ことも言つ

てみられたり、この前のNHKの
予算審議の過程で、私も質問をして、
お考えをお聞きした当時申し上げた
のです。が、相当国内での設備を、
かりに新しい衛星を使って世界放送
をやるという場合に、やはり技術的
な設備等の時間的な関係もあるから、
よほど時間を置いて準備をしない
と間に合わない。したがつて、そう
なれば、オリンピックの日時はきま
まつておられるのですから、そこ
から逆算をしていくと、四月中旬
にはおそろくとも話がつきりしな
いことは、五月、六月になつては
つた話がつまつたといふことでは、
技術的にも困難性が出てくるのでは
ないか。もちろん、打ち上げられる
衛星の性格にもよるでしょうけれど
も、いづれにしても、相当の期間を
もつて実現しなければ、いかに熱
意があつても、実際問題として実
現しないか。したがつて、そういう
ことを考えると、折衝等の話は相
当早くしないと間に合わない。さ
ういふことを考えると、折衝等の
話はおそろくとも間合ひのいいな
らうかといふことをお話し申し上げ
たことがある。私は、あらゆる犠
牲を払つてもやつたほうがいいと思
つておらないのです。しかし、や
るとすれば実現をさしたい。けつ
こうじやないかと思つておるの
です。

問題は、しかし、何か大臣のいま
のお話を聞くと、相手のあること
だから、もちろん相手の状況を確
かめながら派遣をしないと、これ
また全然意味のないやうな結果に
なるでしょう。そこらは大臣の言
うこともわかるので、す。わかる
のだが、何か大臣も、阿部

会長が三月三十一日に記者会見を
された結果を見ておつて、どうも
非常にNHKが熱意があるやうだ
から、自分もぜひひとりの熱望を
かなへようという努力をしてみたい
と言つておられるのだから、この
間うちの予算審議の場合でも、阿
部会長も毎日こゝに出ておつた
が、大臣も出ておつたのだから、
したがつて、こういうことを委員
会の場合で、予算審議の際には、
熱意があるから、記者団の意見
を通じて阿部会長の熱意のある
ことを聞いて郵政大臣としても
できるだけの熱意を持つてや
らうといふやうなことを積極的
にやられるし、私がこの前申し
上げたのは、見通しを早く立てな
いといふことを申し上げたわけ
です。やるならやる、やらな
いならやらないという見通しを
できるだけ早くつける必要がある
のじゃないかといふことを申し
上げたのです。したがつて、係
官を派遣せよといふならば、お
よそいつごろまでには派遣しな
ければならぬといふことは、こ
れは当然オリンピックはきま
まつておるから、それから逆算
からいって、一つの見当がつく
と思つたのです。

それからこれは何も日本だけが
やる問題じゃないのですし、特に
経済的な負担の問題についても、
これは当然日本本の方でいかな
る犠牲を払つてもいいことには
ならないと思つて、NHKのほう
で予算が通つた直後に、経費の
一部を分担してでもやりたいと
言われたこともどうもわれわれは、
この委員会を通じて感じた感じ
とは若干違ふのです。すなわち、
予算を審議している過程に、少
なくとも予算的な措置

の問題についても、何らかのことは
言があつてしかるべきだと思つ
た。ところが、その際に何も言わ
れなくて、予算が通つた直後に、
一部経費を負担してもいいから
やるのだといふことを言われる
と、先ほど横川委員が言つた
やうに、委員会のときには、そ
う大した熱意もないやうな話を
しておつたのです。が、予算の
通つた直後に、えらい熱意を持
つてきておる。その金を一体ど
こから持つてくるのだらうとい
ふことは、予算審議に当たつた
委員としては、当然考へること
です。阿部会長も先ほど来熱
意があることはよくわかるけれ
ども、熱意だけでは実現できな
い。金の問題です。つまり、だ
から、金の問題を切り離してお
やりになる意思というものは
全然ないだらうと思つた。要す
るに、金を負担してでもいいか
らうという熱意があるならば、
予算的にはどう考へておられる
のか、こゝで阿部会長からもお
聞かせ願ひたい。

○参考人(阿部真之助君) 私は、
一部負担してもいいかと思つた。こ
れは、今後そういう問題が具体
的になつて、NHKがその負担に
たえ得るかどうかといふことは、
十分検討した上でなければ決
定的なお話を申

らば負担してもいいかと思つた。こ
れは、今後そういう問題が具体
的になつて、NHKがその負担に
たえ得るかどうかといふことは、
十分検討した上でなければ決
定的なお話を申

し上げることはできないわけなんでありまして、私も熱意としては、ぜひやりたいということはありますが、それから先のことは、ちょっとどうも、あの新聞では少し足りないところがあるというふうに私は理解しております。

○国務大臣(古池信三君) 何だか、阿部会長の新聞記者会見があって、それが発表になってから、とたんに私が大いにハッスルしておるように受け取られますが、そんなことは毛頭ないのでございまして、私は、もう初めからこの問題は何かひとつ成功させたいという希望は持っております。たまたま阿部会長のそういう熱意があるというのを承りましたので、それは非常にけっこうじゃないかと、こういうようなことを言ったのでございまして。

それからさらに、人をアメリカに派遣するような問題も、実は私、もうこの前から心の中で考えておったのです。いつまでもこの情報のはっきりしたことがわからぬでは困るから、そうしなければならぬと、こちらから人でも派遣しなければならぬと、考えておったのですが、たまたま先日の新聞記者諸君との会見の際に、新聞記者の中の一人から、どうです、ひとつだけか向こうに派遣したら、というような意見が出ましたので、実は私もそれは思っているのだという話をしただけのことでありまして、何も新聞記者諸君から言われたから私が決定したというようなものでもないのです。まあ、そういうような点は、弁解ではございませぬけれども、率直にお答え申し上げます次第であります。

○久保等君 まあ率直にお答え願ったのが、いまの程度のお話なんです、

そうすると、だから大臣として、私が先ほどお尋ねしているのは、派遣するとして一体いつまでに派遣するか、そういったことぐらい、さつきもお尋ねしているように、おのずから限定されてくると思うのです。だから、まあ最初のスタートは一体どこが原因でそういうお気持ちになったかは別として、とにかく派遣せられようという御意思があるとして、まあいつごろぐらいまでには派遣しなきゃならぬだろうぐらいの見当は当然つけて、大臣が——少なくとも、こういった非常にアッピールされている問題で、非常に世界的な関心を集めている問題だと思ふのです。だんだんお話ししてみると、熱意熱意と言っているけれども、中身の熱意だ、いまやりとりしている中では理解されるのです。だから、はっきりしてないことははっきりしてないで、何も私も、ここまではっきりしてくれとは言いません。しかし、派遣しようという郵政大臣の意思だけははっきりしたというのです。それならば、いつごろまでに派遣するつもりなのか。相手のあることだから、それもわかりませんと言ったって、そのくらいのことでは、やはり大臣自体がお考えになってやらなければ……人選は一体どうされていますかと言つと、その人選もはっきりと言われなければならない、それで話は少しも進まないの、何か、派遣するといふ気持ちはあるけれども人選は白紙、いつと言え、相手のあることですか、よくわかりませぬ——それで話は全然進みません。

やはり、日本の国際放送をやられる場合の責任者はだれかということになれば、何だかんだ言っても、私は郵政大臣のあなたにあると思うのです。関係は、これは電電公社もあるだろうし、国際電報もあるし、NHKもあるけれども、やはり郵政大臣があくまで政府の責任者ですから、一体推進をほんとうにされようとするなら、私はやっぱりそういったことについても、いつごろまでにできれば派遣したいのだというこのお話を当委員会で行わないと困るのです。これは何か、新聞記者に誘導質問されたら、それに乗っかって発言されるということでは、いかにも主体性がないと思う。だから、派遣したいというのなら、いつごろまでに派遣したいというお気持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(古池信三君) まあ、私の考えでは、やはり四月中には派遣をしたいと考えております。

○野上元君 ただいままでの質疑応答を聞いておきますと、郵政大臣は、このオリンピックの通信衛星を利用しての世界中継に対して、非常に熱があるようでもあるし、ないようでもあるようですね。どうも私たちは、聞いておいてさっぱりわからないのですか、先ほどあなたみずから発言されたように、記者会見のときには非常にハッスルされるけれども、委員会になると、さっぱりハッスルしないのですか。熱は表面だけで、しん熱はないのじゃないかというふうな気がするのです。それで私はあなたにお聞きしたいのですが、あなたはほんとうにやるという意思があなたにありますか。ぜひ実現したいという強烈な希望があなたにありますか。

○国務大臣(古池信三君) ぜひ成功させたいという意図をもって努力をしておるわけです。

○野上元君 それではさらに聞きますが、NASAの意向がどうもわからないのだ、こういうことを盛んに言っておられるのですか。そして、したがって派遣する時期もきまらないのだ、タイミングを考えているのだ、こう言っておられるのですが、NASAの考え方ははっきりしているじゃないですか。先ほどあなたが述べられたように、オリンピックのために通信衛星を打ち上げる計画はない、さらにまた、NASAにはその費用もない、予算もない、技術的には協力をいたしまして、こういう三つの大原則がきまっているわけですね。というところになると、NASAのほうでは、積極的にはこのオリンピックの中継に対して何ら熱意はないということですよ。したがって、このままあなたがNASAの動向を見ておれば、このままオリンピックになっちゃいますよ。その点が、先ほど来どうも皆さん方理解できないのじゃないかというように考えるのです。タイミングと言われるけれども、この場合、タイミングというのはきまっているのです。十月にはあるのです、オリンピックが。そして時は刻々と流れて、オリンピックに近づきつつあるのです。そのタイミングをあなたがつくろのじゃないですか。あなたがつからないで、NASAの意向を待って、いつになったらタイミングが合うのですか。私たち、その点がどうもあなたの方の考え方がはっきりしないという気がするのです。しかも、皆さんが質問すれば、資金計画などは全然わからない、衛星を打ち上げてもらいた

いのだが、まだどの衛星を打ち上げてもらいたいかもきめておらない、分担をしたいのだが、どの金を一体どうしたらいのかわからない、そういうことでNASAがどうして積極的に協力してくれるのですか。その点をはっきりしてもらいたいと思うのです。ちっともあなたのほうに熱意がないのじゃないかと思うのですがね。

○国務大臣(小池信三君) この問題は残念ながら、もうその大部分をほとんどすべてと言つていくらい、アメリカにたよらなければできない問題で、したがって、日本からどの衛星をそれじゃ上げてくれというのを、まあ一応の希望としてはそれは言うこともできるかもしれないけれども、やはり、アメリカ側の都合によって、今度はリレーを上げるとか、あるいはテルスターを上げるとか、あるいはシンコムを上げるとか、あるいは決定されるものでありますから、その辺の交渉がなかなか私はむずかしいものがあると思ひます。

それから先ほどの御引用になりましたNASA長官の回答の中には、あのほかに、資金の調達についてはアメリカの諸機関がいま積極的に協議を進めている、こういう一項目があるの、ございまして。その協議の結果がどうなってきたかということについて、その後回答がないものでありますから、こちらからも、催促といつてはどうかと思ひますが、そういう意味でさらに依頼をしておる。しかし、まだその回答が来ない、こういう段階でありまして、私たち非常に熱意は持っておるの、あります、いまの情勢は、残念ながら、向こうの協力次第ということ

でありまするので、その協力をできるだけ早く取りつけるようにやりたい。それが人を派遣するということにもつながらってくるわけでございます。

○野上元君 この間、私がこの問題については質問したのですが、そのとき、電波監理局長からいろいろとお答えがあった。そして、現在上がつておる通信衛星は、いわゆるエコー一号、二号、それからテルスター一号、二号、リレー一号、二号、シンコム一号、二号、これだけ上がつておるわけですね。しかし、どれも使えない。オリンピックのときには、こういうことは技術的にははつきりしておるのだ。したがって、新しいものを上げてもらわなければならぬ。でなければ、うまく中継はできないということは技術的に見て判断ができるのだ、こういう答弁があったわけですね。そして、監理局長としては、できるならば静止している衛星であり、かつ高度の高いシンコム三号を打ち上げてもらうことが最も望ましいのだ、こういう答弁があったのです。したがって、あなたのほうの気持ちというのははつきりしておるわけなんです。オリンピックにどうせやっても使えるなら、こういう希望をNASAのほうに十分に意思表示をして、そして期限は何月何日ごろまでにやってももらわなければ、これを受けとめる日本側の地上設備が完備しないのだ、いまある十王町の設備ではシンコムは受けられないのだ、こういうことははつきりしておるわけなんです。それから、そういう点を、なぜ積極的にNASAと折衝し、そして早急にこの問題をきめていかないのかということとを非常に私は疑問に思っている。こ

れをじんぜん日を送ってあげれば、結局物理的に時間切れになってしまうということになりはしないかという心配をしてはいるわけなんです、その点はどういうふうにお考えになつておるのか。

○国務大臣(古池信三君) 大体いまの御所見のような考えで、そういううちの希望といましようか、これはもちろんNASAのほうに言うてやっております。こちらはこういうふうにお考へておるかどうか、ぜひ協力をしておきたい。そこで、いま上がつておりますテルスター二号にしても、リレー二号にしても、ちょうどその時期には軌道の都合が悪いということはお話のとおりです。ただ、ここにリレー一号というのがいま回つておるわけですが、これは、本来ならば、昨年の十二月中くらいに機能を失うという予想のもとにあつたわけですから、それがたまたまた機能をし失なうで動いておるのです。これが十月までそのままで動くとしたら、ちょうどオリンピックにはいい軌道のところに戻つてくるわけですね。しかし、これらのことは、技術的に非常に私もよくわかりませんので、そんな点についても検討はしていかなければならぬと思ひますが、やはり長時間送信できるといふ点からいへば、シンコム三号がよろう。シンコム三号は、オリンピックにかかわらず、四月から六月までの間にはアメリカが打ち上げようという計画のあることは、その予定は聞いております。できれば、それを最も都合のいい位置に上げてもらうというような点も今度の交渉の中に入つておるわけでございます。

○野上元君 そうしますと、シンコム三号を打ち上げるといふ問題は、資金的に見て必ずしも日本が負担しなくてもよろしい。アメリカがすでに四月ないし六月の間にシンコム三号を打ち上げるといふ計画がある。したがって、そのシンコム三号をオリンピック中継にできるだけ早い位置に上げてもらうというのを向こうがオーケーを出せば、日本は分担保金は要らないということになりますね。

○国務大臣(古池信三君) まあ技術的な詳しい点は私もよくわかりませんが、けれども、ただ、シンコムが上がつた場合には、それを向こうが受ける受信設備の点も問題になると思ひます。また、日本における送受信の設備の問題、要するに、地上設備の問題もやはり出てくるだろうと思ひますが、しかし、まあ向こうの予定計画に従つて打ち上げられたとしたら、これを利用させてもらえらるという場合は、経費は比較的少なく済むのではないかと、こういうことは一応考えられます。

○野上元君 そうしますと、シンコム三号を打ち上げる計画はあるのですか、かりに最もおくれた時期に打ち上げられるということになると六月ということになると思いますが、六月に打ち上げられた場合には、オリンピックまでに日本における地上設備は完備しますか。

○政府委員(宮川岸雄君) その点、まあ四月ごろに打ち上げてもらえば、大体六月というものがございまして、で、われわれ今度のシンコム用の送受信装置というものがどういふものであろうというのを想像いたしましたときに、まあ何とかいけるのじゃないかと、まあ何となく考えますが、これが六月ということになれば、四月月くら

いになりますから、それだけむずかしくなつてまいりますが、技術的に突貫工事であるかといふやうな、性能がどんなものであるかといふことを私のほうでまだ詳しく知つておるわけでもない。不可能とも言えないと思ひますが、むずかしいことはたしかでございます。しかし、まあ六月月くらいという期間があれば、何とかなるといふ見通しを持つております。

○野上元君 大臣、お聞きのとおりです。六月になれば、もう私はだめだと思つておるのです。実は、したがって、少なくとも四月中旬に打ち上げができないということになれば技術的に困難だといつておるわけですから、非常にむずかしい問題になると思つておるわけですね。あなたがたはもとより熱意あるなら、どうして一日も早くこの問題について交渉をしないのか。タイミングというのは、この場合日本側がインシアチブをとるべきなんです。日本がそのタイミングをつくつていかなければ、十月というのは、もうきめられた時期なんです。その点はひとつ十分にあなたがたも検討していただきたいと思つておるのです。

それからもう一つ。もしかりにですね、あなたのおことばから考へても、シンコム三号を、かりに計画にあるやつを打ち上げてもらつても、なおかつ若干の費用を分担することになるかも知れないといふやうな御意向のようですが、かりにその分担をするのと、どこからその経費を捻出するので

○国務大臣(古池信三君) まあ、シンコムの場合に、こちらが費用を負担せねばならないか、負担せぬでも済むかといふことは、まだはつきりわからない。ただ、もしそういう場合に、負担をせねばならぬということになつても、これは比較的軽少で済むのではあるまいかといふことを申し上げたのであります。したがって、さやうな場合が起つた際に、その経費はどこから出すかといふやうな問題は、これはもう今後の問題として検討すべき問題である。いまの段階においては何らまだきめておりませんし、協議もしておりません。

○野上元君 私はそれがおかしいといふのです。さつきも言つたやうに、もう四月中旬には上げなければならぬのです。上げてもらわなければ間に合わないのです。そのときにあなたのほうは負担金をどこで出していいかわからないなどかね、派遣者はまだ全然きめておられないのかね、一体何をあなた考へておられるのですかね。NASAのほうにあなたのほうは頼まないかぬでしよう、少なくとも。したがって、それを打ち上げたときに日本に受け入れるだけの準備がなければ、NASAだつてうんと言わないと思つておる。金はこういうふうに出しなう、地上局はこういうふうにつくる予定だ、といふやうなことをあなたのほうに先に計画をして、そしてNASAのほうに依頼をしなけりや、まるでNASAが、お前のほうで打ち上げるのがあたりまえだといふやうな考えをしておつたら、とてもじゃないが、この問題は解決しませんよ。私はそのことを心配してゐるのです。それもあわせて、あなたのほうで検討しておい

てもらいたいと思う。

この際NHKに聞いておきたいのだが、かりにNHKで分担しろというような政府命令が出るということになると、国際放送という項がありますね、予算の中に、そこに含まれるのか、それとも、NHK自体の番組編成費としてこれは組まれるべきものなのか、その点をひとつお聞かせ願いたいのです。

【参考人(小野吉郎君)】経費支出の技術的な問題になりますと、およそ予算の原則に従って処置しなければならぬと思います。国際放送の経費の関係につきましては、過般承認をいただきました予算書の中には、これの裏づけになっております事業計画をやるのに必要な経費しか計上してございせん。したがって、これをさくといふことになれば、所定の基本計画を變更しなければならぬ、こういう事態に相なるわけでございせん。予算上最も扱いやすい方法は、予備金が計上されております。この予備金は、いろいろ非常災害等の関係を見越しての措置でございます、そういう面とも関連して検討いたしまして、四億の予備金の範囲内における支出は、これは予算のたてまえから申しまして、予算編成時に予測のできなかった事態に即応するための経費ということで、この関係の使用は、予算の通則からいえば、これは原則に沿った措置である、このように考えられようかと思ひます。

【野上元君】私が聞いてゐるのは、予算の抽出の方法ではなくして、予算の抽出をする場合には、あなたが言われているように、予備費でまかなえるならば予備費でまかなう以外にないと思

うのです。そういうことを聞いておるのではなくして、オリンピックの世界中継は、国家が命令する国際放送であるという性格づけをするならば、当然、あなたのほうは、オリンピックの放送をやったあとにおいて、国家からその実費を要求するということができると思ふのです。そうでなくて、番組編成費の中でこれをまかなうとする場合には予備費を使わざるを得ないのだ、あるいは、さきに計画をしたものを一部変更をして、その中から抽出するか、そういう方法になると思ふのです、どちらの性格をあなたのほうは求められておるのかということですね。

【参考人(小野吉郎君)】放送の国際放送といつたしましての政府命令の条項は、法律に明確にあるわけでございせん。これがあれば、政府はその所要の経費を交付しなければならぬ、こうなっておりますので、政府からそういった衛星を使つての国際中継の命令があれば、これは国際放送の命令と同様のものでございせん。その関係の経費は当然にいただけるものと考へております。かりに、それは政府命令ではないということとやるとなると、予算の変更を伴う問題に相なるかと思ひます。

【野上元君】郵政大臣に聞きたいのですが、あなたは、NHKに対して、オリンピック中継を命令されますか。それともNHKが独自でやられることを歓迎するのですか。どういふお気持ちですか。どちらの方法をとられようとしておるのですか。

【国務大臣(古池信三君)】今日の段階において、NHKに対して、この中継をするために国として命令を出すとか

出さぬとかという問題は、目下検討中でございまして、御返事はできません。

【野上元君】どうも、郵政大臣と幾ら話をしても、百年河清を待つにひとしい。オリンピックには間に合ひそうにないので、私は、郵政大臣に對しまして、ほんとうに熱意があるなら、具体的に一つ一つ着実に進めていただいで、オリンピックまでには間に合うようにしていただきたいということを希望して私の質問を終わります。

【横川正市君】関連質問で大体私の締めくくりになる点が質問をされておりますから、重複を避けませんが、先般も私強く要望いたしておきました放送法の問題等においても、委員会で審議をする幅が全然なくなつてしまふということについては、私もこれはぜひ当局も考へていただきたいと思ふのです。四月に入つたばかりですから、本件等についても逐次審議のできるよう第一として強く要望いたしておきたいと思ひます。

それからもう一つ、NHKに対する苦言ではないのですけれども、新聞で冗費節約の勧告を受けたなど出されたり、それから番組の問題等で巷間伝わるいろいろな問題が起こつたりするのは、私は、これはやはり火のけのなところ、煙が立たないということとで、ひがんでものを見られるということだけではなかつたか、アジアカリニック国際競技会ですか、あのときの主催者がNHKだといふので、ちよつとびつくりしたのです。それで、そのときの費用等についても、これは一体

どういふふうに出したのかと聞かうと思つておりましたが、新聞が野球をやつたりするのに類して少し大きな額を負担せられたということについて、実はあの時期には私はだまつておりました。その後、学校経営問題で新谷委員が追及し、さらにまた、国際的な放送、教育関係で計画をされてゐる等、資金の使い方についていささか衣

はりっぱだけれども、実はまだNHKのなさねばならぬ問題が非常にたくさんあるのだ、この委員会でも十分皆さんから申し上げてゐるはずなんで、この点はひとつこれからは不用意な、何といひますか、資金その他について承諾を与えるような、あるいは計画に参加することのないように、これは強く要望いたしておきます。で、ここでき

し、この実現についてはひとつ一〇〇%実現するように努力をしていただきたと思ひます。そういう要望を申し上げまして、私の質問も終わつておきたいと思ひます。

【委員長(光村基助君)】本件については、本日はこの程度といたします。

【委員長(光村基助君)】次に、日韓の郵政業務等の諸問題に関する件について質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言願ひます。

【久保等君】時間がないうでありますから、私、日韓海底ケーブルの問題で質問をいたしたいと思つておつたのでありますが、その問題は後日に譲ることとしたしまして、多少、資料を出し願う意味で、簡単に二、三お尋ねいたしたいと思ひます。

なつてゐるという話を聞くのですが、現状はどうなつておりますか。

【政府委員(畠山一郎君)】現在日韓間の海底ケーブルは、全部不通になつております。従前、アメリカ軍が使用しておりました二条についても、昨年の五月で障害で切れております。したがいまして、現在は全部使つておりません。

【久保等君】そのケーブルのルートは、どんな、何ルートありますか。

【政府委員(畠山一郎君)】日韓間には全部で十一條ございまして、対馬と釜山の間に二條、対馬と巨濟島と申してありますが、その二條、島根県から豊後島が一條、山口県から釜山のほうへ行つておりますのが六條くらいです。以上で十一條であります。

【久保等君】不通になつておるといふお話なんです、その十一條の海底ケーブルの現状は十分にわかつておるのですか。

【説明員(井田勝造君)】これは、公社が資産を引き継ぎましたときからずっと故障でございまして、いままで使用の計画もございせんませんが、今後使用の計画もないというわけで、その現状は確實には把握してございせん。大体先ほど申し上げましたように、休止、あるいは断線状況にあるわけでありま

【久保等君】明らかになつておるの何条で、明らかになつていないのは何条ですか。

【説明員(井田勝造君)】この最近まで使つておりました二条につきましては、比較的是つきりわかつておるわけでございますが、残りの分につきましては、明らかになつておる程度が、

無 線 局	周 波 数
一 国際航海に従事する船舶の義務船舶局 (船舶安全法第四條第一項第三号(同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む)の船舶の義務船舶局で郵政省令で定めるものを除く。)	五百キロサイクル又は郵政省令で定める周波数
二 第二種局、第三種局甲及び第三種局乙 (これらの船舶無線電信のうち、一の項に掲げる無線局に該当するものを除く。)	五百キロサイクル
三 第三種局丙(第一種局、第二種局、第三種局甲及び第三種局乙のいずれにも該当しない船舶無線電信局をいう。以下同じ。)	五百キロサイクル又は郵政省令で定める周波数
四 海岸局	五百キロサイクル又は郵政省令で定める周波数

2 前項の無線局は、第一沈黙時間及び第二沈黙時間を除いて現に通信を行なっている場合その他郵政省令で定める場合には、同項の規定による聴守をすることを要しない。ただし、緊急自動受信機を施設している船舶局にあつては、この限りでない。

3 第一項の無線局は、その運用義務時間(第三種局丙にあつては、同項の郵政省令で定める時間)中は、緊急自動受信機により聴守してはならない。ただし、第一沈黙時間及び第二沈黙時間を除いて現に通信を行なっている場合その他郵政省令で定める場合は、この限りでない。

第九十九條の十一第一項第一号中「義務船舶局の条件」を「義務船舶局の無線設備の条件」に、「第六十

五条第五項及び第六項」を「第六十五條第一項」に改め、同項第三号中「又は第七十一條第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更の処分」を「第七十一條第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更又は第七十二條の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定」に改める。

第七十二條の次に次の九條を加える。
(伝搬障害防止区域の指定)
第二百二條の二 郵政大臣は、八百九十メガサイクル以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次の各号の一に該当するもの(以下「重要無線通信」という。)の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上投影面に沿ひ、その中心線と認められる線の面側それぞれ百メートル以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。

一 公衆通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
二 放送の業務に供する無線局の無線設備による無線通信
三 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線設備による無線通信
四 気象業務の用に供する無線設備による無線通信
五 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備による無線通信
六 日本国有鉄道の列車(連絡船を含む。第八八條の二第一項において同じ。)の運行の業務(政令で定めるものを除く。同項において同じ。)の用に供する無線設備による無線通信

2 前項の規定による伝搬障害防止区域の指定は、政令で定めるところにより告示をもつて行なわなければならない。この場合において、その指定が同項第一号に掲げる無線通信に該当する無線通信の電波伝搬路に係る伝搬障害防止区域(以下「公衆通信障害防止区域」という。)の指定であるときは、その告示において、当該指定が公衆通信障害防止区域に係るものである旨を明示しなければならない。

3 郵政大臣は、政令で定めるところにより、前項の告示に係る伝搬障害防止区域を表示した図面を郵政省及び関係地方公共団体の事務

所に備えつけ、一般の縦覧に供しなければならない。この場合において、公衆通信障害防止区域については、その区域を表示した図面の見やすい箇所に、公衆通信障害防止区域である旨を明示しなければならない。

4 郵政大臣は、第二項の告示に係る伝搬障害防止区域について、第一項の規定による指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。
(伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出)
第二百二條の三 前条第二項の告示に係る伝搬障害防止区域内(その区域とその他の区域とにわたる場合を含む)においてする次の各号の一に該当する行為(以下「指定行為」という。)に係る工事の請負契約の注文者又はその工事を請負契約によらないで自ら行なう者(以下単に「建築主」という。)は、郵政省令で定めるところにより、当該指定行為に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下同じ。)に着手させる前に、当該指定行為に係る工作物につき、敷地の位置、高さ、高層部分(工作物の全部又は一部で地表からの高さが三十一メートルをこえる部分をいう。以下同じ。)の形状、構造及び主要材料、その者が当該指定行為に係る工事の請負契約の注文者である場合にはその工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を書面により郵政大臣に届け出なければならない。

1 その最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる建築物その他の工作物(土地に定着する工作物の上部に建築される一又は二以上の工作物の最上部にある工作物の最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる場合における当該各工作物のうち、それぞれその最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえるものを含む。以下「高層建築物等」という。)の新築、増築又は移築で、その増築又は移築後において当該工作物が高層建築物等となるもの
三 高層建築物等の増築、移築、改築、修繕又は模様替え(改築、修繕及び模様替えについては、郵政省令で定める程度のものに限る。)

2 前項の規定による届出をした建築主は、届出した事項を変更しようとするときは、郵政省令で定めるところにより、その変更に係る事項を書面により郵政大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る文書の記載をもつてしては、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を生ずる原因(以下「重要無線通信障害原因」という。)となるかどうかを判定することができないときは、郵政大臣は、その判定に必要な範囲内において、その届出をした建築主に対し、さらに必要と認

第十一部 通信委員会会議録第十五号 昭和三十九年四月二日【参議院】

められる事項の報告を求めること
ができる。

4 前条第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定があつた際現に当該伝搬障害防止区域内（その区域とその他の区域とにわたる場合を含む。）において施工中の指定行為（郵政省令で定める程度にその施工の準備が完了したものを含む。）については、第一項の規定は、適用しない。

5 前項に規定する指定行為に係る建築主は、当該伝搬障害防止区域の指定後遅滞なく、郵政省令で定めるところにより、当該指定行為に係る工事の計画を郵政大臣に届け出なければならぬ。

6 第四項に規定する指定行為に係る建築主が、当該伝搬障害防止区域の指定の際におけるその指定行為に係る工事の計画（従前の項の規定による届出に係る計画の変更があつた場合には、その変更後の計画）のうち郵政省令で定める事項に係るものを変更しようとする場合には、第二項及び第三項の規定を準用する。

第二百二条の四 郵政大臣は、建築主が、前条第一項又は第二項（同条第六項及び次項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなればならない場合において、その届出をしないで、指定行為に係る工事又は当該変更に係る事項に係る部分の工事（郵政省令で定めるものを除く。）に自ら着手し又はその工事の請負人に着手させたことを知つたときは、直ちに、当該建築主に対し、期限を定

めて、同条第一項又は第二項（同条第六項及び次項において準用する場合を含む。）の規定により届け出るべきものとされている事項を書面により郵政大臣に届け出るべき旨を命じなければならぬ。

2 前項の規定に基づき前条第一項の規定により届け出るべきものとされている事項の届出を命ぜられてその届出をした者については、同条第二項の規定を準用する。

3 第一項の規定に基づく命令による届出又は前項において準用する前条第二項の規定による届出があつた場合には、同条第三項の規定を準用する。

（伝搬障害の有無等の通知）

第二百二条の五 郵政大臣は、第二百二条の三第一項若しくは第二項（同条第六項及び前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出又は前条第一項の規定に基づく命令による届出があつた場合において、その届出に係る事項を検討し、その届出に係る高層部分（変更の届出に係る場合にあつては、その変更後の高層部分。以下同じ。）が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められるときは、その高層部分のうち当該重要無線通信障害原因となる部分（以下「障害原因部分」という。）を明示し、理由を付した文書により、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因とならないと認められるときは、その検討の結果

を記載した文書により、その旨を当該届出をした建築主に通知しなければならぬ。

2 前項の規定による通知は、当該届出があつた日（第二百二条の三第三項（同条第六項及び前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を求めた場合には、その報告があつた日）から三週間以内になければならぬ。

3 第一項の場合において、前二項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を発したときは、郵政大臣は、その後直ちに、当該高層建築物等につき、建築主の氏名又は名称及び住所、敷地の位置、高さ、高層部分の形状、構造及び主要材料、障害原因部分その他必要な事項を書面により当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人に通知するとともに、建築主からの届出に係る当該工事の請負人に対しても、当該障害原因部分その他必要な事項を書面により通知しなければならぬ。

（重要無線通信障害原因となる高層部分の工事の制限）
第二百二条の六 前条第一項及び第二項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を受けた建築主は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、その通知を受けた日から二年間（当該伝搬障害防止

区域が公衆通信障害防止区域である場合には、三年間）は、当該指定行為に係る工事のうち当該通知に係る障害原因部分に係るものを自ら行ない又はその請負人に行なわせてはならぬ。

一 当該指定行為に係る工事の計画を変更してその変更につき第二百二条の三第二項（同条第六項及び第二百二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をし、これにつき、前条第一項及び第二項の規定により当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因とならない旨の通知を受けたとき。

二 当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人との間に次条第一項の規定による協議がととのつたとき。

三 その他郵政省令で定める場合（重要無線通信の障害防止のための協議）

第二百二条の七 前条に規定する建築主及び当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人は、相互に、相手方に対し、当該重要無線通信の電波伝搬路の変更、当該高層部分に係る工事の計画の変更その他当該重要無線通信の確保と当該高層建築物等に係る財産権の行使との調整を図るため必要な措置に関し協議すべき旨を求めることができる。

2 郵政大臣は、前項の規定による協議に関し、当事者の双方又は一方からの申出があつた場合には、

必要なあつせんを行なうものとする。

（違反の場合の措置）

第二百二条の八 次の各号の一に該当する場合において、必要があると認められるときは、郵政大臣は、その必要の範囲内において、当該各号の建築主に対し、当該建築主が現に自ら行ない若しくはその請負人に行なわされている当該各号の工事を停止し若しくはその請負人に停止させるべき旨又は相当の期間を定めて、その期間内は当該各号の工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわさせてはならない旨を命ずることができる。

一 第二百二条の三第一項又は第二項（同条第六項及び第二百二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して建築主からこれらの規定による届出がなかつた場合（第二百二条の四第一項の規定に基づく命令による届出があり、これにつき第二百二条の五第一項及び第二項の規定による通知をした場合を除く。）において、当該建築主が、現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを自ら行ない若しくはその請負人に行なわされているとき、又は近く当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせる見込みが確定であるとき。

二 郵政大臣が第二百二条の三第三項（同条第六項及び第二百二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により報告を求めたが当該建築主から期限まで

にその報告がない場合において、当該建築主が、現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを自ら行ない若しくはその請負人に行なわせないときは、又は近く当該工事を行行ない若しくはその請負人に行なわせない見込みが確実であるとき。

2 前項の相当の期間は、第二百二条の六に規定する期間を基準とし、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となる程度、当該重要無線通信の電波伝搬路を変更するとすればその変更に通常要すべき期間その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 郵政大臣は、第一項の規定により建築主に対し期間を定めて高層部分に係る工事を自ら行ない又はその請負人に行なわせない旨を命じた場合において、その期間中に、当該建築主と当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人との間に協議がととのつたとき、第二百二条の六第一号又は第三号に該当するに至つたときその他その必要が消滅するに至つたときは、遅滞なく、当該命令を撤回しなければならぬ。

(報告の徴収)

第二百二条の九 郵政大臣は、前七条の規定を施行するため特に必要があるときは、その必要の範囲内において、建築主から指定行為に係る工事の計画又は実施に関する事項で必要と認められるものの報告

を徴することができ。

(郵政大臣及び建設大臣の協力)

第二百二条の十 郵政大臣及び建設大臣は、第二百二条の二から第二百二条の八までの規定の施行に関し相互に協力するものとする。

第二百二条の十一 前項中「若しくは気象業務」を「気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは日本国有鉄道の列車の運行の業務」に改める。

第二百二条の十二 前項中「若しくは気象業務」を「気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは日本国有鉄道の列車の運行の業務」に改める。

第二百二条の十三 前項中「若しくは気象業務」を「気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは日本国有鉄道の列車の運行の業務」に改める。

第二百二条の十四 前項中「若しくは気象業務」を「気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは日本国有鉄道の列車の運行の業務」に改める。

第二百二条の十五 前項中「若しくは気象業務」を「気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは日本国有鉄道の列車の運行の業務」に改める。

第二百二条の十六 前項中「若しくは気象業務」を「気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは日本国有鉄道の列車の運行の業務」に改める。

第二百二条の十七 前項中「若しくは気象業務」を「気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは日本国有鉄道の列車の運行の業務」に改める。

違反して、届出をしない者

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十三条、第三十三條の二(同条の前の見出しを含む)、第三十五条、第三十五条の二、第六十三条、第六十五条及び第九十九条の十一第一項第一号の改正規定並びに次項の規定は、千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 電波法の一部を改正する法律の一部改正(昭和三十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶(旅客船を除く。)(第二種局乙及び第三種局甲)とあるのは、及び国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶(旅客船を除く。)(第二種局乙)とし、同条第二項中、第二種局甲(同項に規定するものを除く。)(及び第三種局乙)とあるのは、及び第三種局乙)とし、同条第六項中」を削る。

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、香川県塩江町に簡易保険保護センター設置に関する請願(第一二五八号)

一、「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に

一、「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に

一、「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に

換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に

一、日本電信電話公社職員の賃金に関する請願(第一二九四号)

一、郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(第一二九五号)

第一二五八号 昭和三十三年三月十二日受理

香川県塩江町に簡易保険保護センター設置に関する請願

請願者 香川県香川郡塩江町長 上田満外十八名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第一一九二号と同じである。

第一二九二号 昭和三十三年三月十七日受理

本多直子外百三十四名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第一二九四号 昭和三十三年三月十七日受理

日本電信電話公社職員の賃金に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉町五十一 蜂谷貴治外十一名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一〇四八号と同じである。

第一二九五号 昭和三十三年三月十七日受理

郵政局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 千葉県山武郡成東町松ケ谷イ三、一四五

五木田国夫外九百二十名

紹介議員 野上 元君

特定郵便局長の世襲を許す自由任用制度を廃止するため郵便局舎等の整備促進法を制定し特定郵便局舎を国有あるいは公共有化せられたいとの請願。

いま全国に一万五千四百局あまりの郵便局があるが、そのほとんどの局舎が建築後相当長年月を経過しているため、老朽化している。この中の九十五パーセントが特定郵便局という小さい郵便局である。この特定郵便局は、九十パーセントまでが局長個人のもち家で、郵政省が毎月高い家賃を払っている。そのうえ自由任用制度といつて、親子代々局長の椅子をゆすりわたせる

世襲制度が許されている。

このため、特定郵便局の従業員は、他の事業所にくらべて労働条件が非常に悪く差別されており、局長一家が事業を自由気ままに左右できる仕組みになっている。国から支給される薪炭や消耗を自宅用に使つたり、郵便貯金や簡易保険の積立金を横領したりしている例は、特定局なるがゆえに数多くおこつてゐる。特定局の従業員も世間なみの労働条件を確保することができ、そして又国民全体が安心して郵便局にお金を預けられるようにせられたい。

昭和三十九年四月十日印刷

昭和三十九年四月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局